

十六 第 68 条の 26 ((特定高度通信設備の特別償却) 関係)

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p><u>第 68 条の 26 ((特定高度通信設備の特別償却) 関係</u></p> <p><u>(中小連結法人であるかどうかの判定の時期)</u></p> <p><u>68 の 26-1 連結法人が、措置法第 68 条の 26 第 1 項に規定する「中小連結法人」に該当する法人であるかどうかは、その取得又は製作若しくは建設をした措置法第 44 条の 5 第 1 項に規定する特定高度通信設備（以下「特定高度通信設備」という。）を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。</u></p> <p><u>(附属装置等の同時設置の意義)</u></p> <p><u>68 の 26-2 平成 23 年 8 月 30 日付総務省告示第 403 号においてサーバー用の電子計算機と同時に設置することを条件として、特定高度通信設備に該当する旨の定めのある附属の補助記憶装置若しくは電源装置又は加入者系光ファイバケーブル等（以下「附属装置等」という。）には、一の計画に基づきサーバー用の電子計算機を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属装置等が含まれるものとする。</u></p> | <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> |

十七 第 68 条の 29 ((医療用機器等の特別償却) 関係)

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>(主たる事業でない場合の適用)</p> <p>68 の 29-3 <u>措置法第 68 条の 29 第 1 項</u>……………</p> <p>(事業の判定)</p> | <p>(主たる事業でない場合の適用)</p> <p>68 の 29-3 <u>措置法第 68 条の 29 第 1 項から第 3 項まで</u>……………</p> <p>(事業の判定)</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|-----------------------------------|--|
| 68 の 29-4 ……措置法第 68 条の 29 第 1 項…… | 68 の 29-4 ……措置法第 68 条の 29 第 1 項から第 3 項まで…… …… |

十八 第 68 条の 30 ((経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却) 関係)

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| (2 以上の製品の加工等を行う場合の統一的計算) 68 の 30(1)-7 …… …… <u>全て</u> …… | (2 以上の製品の加工等を行う場合の統一的計算) 68 の 30(1)-7 …… …… <u>すべて</u> …… |
| (割増償却の対象となる資産) 68 の 30(2)-1 …… …… <u>全て</u> …… | (割増償却の対象となる資産) 68 の 30(2)-1 …… …… <u>すべて</u> …… |

十九 第 68 条の 31 ((障害者を雇用する場合の機械等の割増償却) 関係)

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| 第 68 条の 31 《障害者を雇用する場合の機械等の割増償却》関係 | 第 68 条の 31 《障害者を雇用する場合の機械等の割増償却 <u>等</u> 》関係 |
| (障害者として取り扱うことができる者) 68 の 31-1 ……措置法第 68 条の 31 第 2 項第 1 号…… | (障害者として取り扱うことができる者) 68 の 31-1 ……措置法第 68 条の 31 第 3 項第 1 号…… |
| (公共職業安定所の長の証明) 68 の 31-2 措置法令第 39 条の 60 第 2 項から第 6 項まで…… | (公共職業安定所の長の証明) 68 の 31-2 措置法令第 39 条の 60 第 2 項、第 8 項及び第 9 項…… |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>(短時間労働者等の意義)</p> <p>68 の 31-4 <u>措置法令第 39 条の 60 第 3 項、第 4 項第 1 号及び第 6 項</u>…………… ……………<u>同条第 4 項第 3 号</u>……………</p> | <p>(短時間労働者等の意義)</p> <p>68 の 31-4 <u>措置法令第 39 条の 60 第 8 項及び第 9 項第 1 号</u>……………<u>同項</u> <u>第 3 号</u>……………</p> |

二十 旧第 68 条の 33 (事業所内託児施設等の割増償却) 関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|-------|---|
| (廃 止) | 第 68 条の 33 《事業所内託児施設等の割増償却》 関係 |
| (廃 止) | <p><u>(遊戯具その他の器具及び備品の同時取得等の意義)</u></p> <p><u>68 の 33-1 措置法第 68 条の 33 第 1 項において託児施設と同時に取得又は製作</u> <u>をすることを条件として事業所内託児施設等に該当することとされている遊戯</u> <u>具その他の器具及び備品には、その託児施設の設置に当たり、当初から取得又</u> <u>は製作をすることが予定されていたもので、当該託児施設の取得等の前後相当</u> <u>期間内に取得又は製作をする遊戯具その他の器具及び備品が含まれるものとす</u> <u>る。</u></p> |
| (廃 止) | <p><u>(中小事業主であるかどうかの判定の時期)</u></p> <p><u>68 の 33-2 措置法第 68 条の 33 第 1 項に規定する償却限度額の計算に当たり、</u> <u>連結法人が同項に規定する中小事業主に該当する連結法人であるかどうかは、</u> <u>同項に規定する適用連結事業年度終了の日における現況によって判定するもの</u> <u>とする。</u></p> |

二十一 第 68 条の 33 (次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却) 関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|------------------------------|
| <p><u>第 68 条の 33 (次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却) 関係</u></p> <p>(特別償却等の対象となる建物の附属設備)</p> <p><u>68 の 33-1 措置法第 68 条の 33 第 1 項に規定する建物の附属設備は、当該建物とともに取得又は新築、増築若しくは改築をする場合における建物附属設備に限られることに留意する。</u></p> | <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> |

二十二 第 68 条の 34 (サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却) 関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>第 68 条の 34 (<u>サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却</u>) 関係</p> <p>(<u>サービス付き高齢者向け賃貸住宅の範囲</u>)</p> <p>68 の 34-1 ……………</p> <p>……………<u>サービス付き高齢者向け賃貸住宅</u> (以下「<u>サービス付き高齢者向け賃貸住宅</u>」という。) ……………<u>取得又は新築</u>……………<u>取得又は新築</u>……………<u>他から取得した中古住宅又は新築後他の用に使用されていたもの</u>……………</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p> | <p>第 68 条の 34 (<u>高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却</u>) 関係</p> <p>(<u>高齢者向け優良賃貸住宅の範囲</u>)</p> <p>68 の 34-1 ……………</p> <p>……………<u>高齢者向け優良賃貸住宅</u> (以下「<u>高齢者向け優良賃貸住宅</u>」という。) ……………<u>新築</u>……………<u>新築</u>……………<u>新築後他の用に使用されていたもの又は他から取得した中古住宅</u>……………</p> <p><u>(各独立部分の範囲)</u></p> <p><u>68 の 34-2 措置法令第 39 条の 63 第 1 項に規定する各独立部分とは、建物の構</u></p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p><u>(各独立部分の意義)</u></p> <p><u>68の34-2 措置法令第39条の63第1項に規定する各独立部分で高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第2項に規定する登録簿に記載されているものは、当該登録簿に記載されている同条第1項第1号に規定する各居住部分(賃貸住宅にあっては住戸をいい、有料老人ホームにあっては入居者ごとの専用部分をいう。)で、かつ、措置法令第39条の63第1項各号の要件を満たすものをいうことに留意する。</u></p> <p>(廃 止)</p> | <p><u>成部分である隔壁、扉、階層(天井及び床)等によって他の部分と完全に遮断されている部分で、独立した出入口を有するなど独立して住居その他の用途に供することができるものをいう。</u></p> <p><u>したがって、例えば、ふすま、障子等又はベニヤ板等の堅固でないものによって仕切られている部分及び階層で区分されていても独立した出入口を有しない部分は、各独立部分には該当しない。</u></p> <p><u>(註) 外部に接する出入口を有しない部分であっても、共同で使用すべき廊下、階段、エレベーター等の共用部分のみを通して外部と出入りすることができる構造となっているものは、独立した出入口を有するものに該当する。</u></p> <p>(新 設)</p> <p><u>(高齢者向け優良賃貸住宅の範囲)</u></p> <p><u>68の34-3 賃貸住宅である共同家屋の各独立部分(以下「住宅用区分所有家屋」という。)が住宅の用と住宅以外の用とに共用されている場合において、その住宅以外の用に供されている部分の床面積が当該住宅用区分所有家屋の床面積の10分の1以下であるときは、当該住宅用区分所有家屋は高齢者向け優良賃貸住宅に該当するものとして取り扱う。</u></p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|-------------|--|
| <p>(廃止)</p> | <p><u>(別棟建物)</u></p> <p><u>68の34-4</u> 本屋と一体となって住宅の効用を果たしている別棟の離れ屋、浴場、食堂等の建物は、本屋と併せて取得されたものに限り、本屋に含めて一の共同家屋又は住宅用区分所有家屋として措置法第68条の34第1項の規定を適用するものとする。</p> <p><u>(倉庫、車庫等)</u></p> <p><u>68の34-5</u> 住宅用区分所有家屋に倉庫、車庫等が設置されている場合における当該倉庫、車庫等の取扱いは、次の区分に応じ次によるものとする。</p> <p>(1) <u>倉庫、車庫等が共同家屋の構造の一部をなしている場合には、当該倉庫、車庫等は、住宅用区分所有家屋に併せて取得されたものに限り、住宅用区分所有家屋に含めて一の住宅用区分所有家屋として措置法第68条の34第1項の規定を適用する。ただし、当該倉庫、車庫等がその住宅に居住する者の居住の用以外の用に供されている場合には、この限りでない。</u></p> <p>(2) <u>倉庫、車庫等が共同家屋と別棟となっている場合には、当該倉庫、車庫等については、同項の規定の適用がない。ただし、当該倉庫、車庫等で当該住宅用区分所有家屋に居住する者の居住の用に供されており、かつ、当該倉庫、車庫等の床面積が当該住宅用区分所有家屋の床面積の10分の1以下であるものについては、当該住宅用区分所有家屋に併せて取得され、かつ、当該住宅用区分所有家屋の耐用年数を適用しているものに限り、当該住宅用区分所有家屋に含めて一の住宅用区分所有家屋として同項の規定を適用することができる。</u></p> <p>④ <u>(2)のただし書の適用を受けた場合には、当該倉庫、車庫等の床面積及び敷地の面積は、当該住宅用区分所有家屋の床面積及び当該共同家屋の敷地の面積に含めて床面積基準及び敷地面積基準に該当するかどうかを判定すること</u></p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>(廃 止)</p> <p>(廃 止)</p> <p>(サービス付き高齢者向け賃貸住宅の各独立部分の数が <u>10</u> 以上であるかどうかの判定の時期等)</p> <p><u>68 の 34-3</u> ……サービス付き高齢者向け賃貸住宅……………<u>10</u> <u>以上</u>……………<u>10 以上</u>…………… ……………<u>10 に満たない</u>……………<u>全て</u>……………</p> <p>(廃 止)</p> <p>(廃 止)</p> <p>(廃 止)</p> | <p><u>に留意する。</u></p> <p><u>68 の 34-6</u> <u>削 除</u></p> <p><u>68 の 34-7</u> <u>削 除</u></p> <p>(高齢者向け優良賃貸住宅の各独立部分の数が <u>5</u> 以上であるかどうかの判定の時期等)</p> <p><u>68 の 34-8</u> ……高齢者向け優良賃貸住宅……………<u>5 以上</u>…………… ……………<u>5 以上</u>…………… ……………<u>5 に満たない</u>……………<u>すべて</u>……………</p> <p><u>68 の 34-9</u> <u>削 除</u></p> <p><u>(床面積の意義)</u></p> <p><u>68 の 34-10</u> <u>措置法令第 39 条の 63 第 1 項第 2 号に規定する床面積は、建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 3 号に規定する床面積によるものとする。</u></p> <p><u>(管理人室等に使用する部分)</u></p> <p><u>68 の 34-11</u> <u>連結法人が、その所有する共同家屋（各独立部分が相当数含まれるものに限る。）を貸家の用に供する場合において、当該家屋の管理人の居住の用に供されている独立部分は当該家屋の共用部分に含めることができるものとする。</u></p> <p><u>④ 当該連結法人の従業員を当該家屋の管理人として居住させているときは、その居住の用に供されている独立部分は当該家屋の共用部分に含まれるもの</u></p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>(特定再開発建築物等にサービス付き高齢者向け賃貸住宅が含まれる場合)</p> <p><u>68 の 34-4</u> ……………</p> <p>……………サービス付き高齢者向け賃貸住宅……………当該サービス付き高齢者向け賃貸住宅部分……………</p> <p>(資本的支出)</p> <p><u>68 の 34-5</u> ……………サービス付き高齢者向け賃貸住宅……………当該サービス付き高齢者向け賃貸住宅……………</p> | <p><u>とする。</u></p> <p>(特定再開発建築物等に高齢者向け優良賃貸住宅が含まれる場合)</p> <p><u>68 の 34-12</u> ……………</p> <p>……………高齢者向け優良賃貸住宅……………当該高齢者向け優良賃貸住宅部分……………</p> <p>(資本的支出)</p> <p><u>68 の 34-13</u> ……………高齢者向け優良賃貸住宅……………当該高齢者向け優良賃貸住宅……………</p> |

二十三 第 68 条の 35 ((特定再開発建築物等の割増償却) 関係)

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(昇降機が設置されている建築物の範囲)</p> <p><u>68 の 35-4</u> ……………措置法令第 29 条の 5 第 4 項第 2 号……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>④ 1 ……………</p> <p>……………措置法令第 29 条の 5 第 4 項第 2 号……………</p> <p>2 <u>措置法令第 29 条の 5 第 4 項第 2 号</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> | <p>(昇降機が設置されている建築物の範囲)</p> <p><u>68 の 35-4</u> ……………措置法令第 29 条の 5 第 6 項第 2 号……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>④ 1 ……………</p> <p>……………措置法令第 29 条の 5 第 6 項第 2 号……………</p> <p>2 <u>措置法令第 29 条の 5 第 6 項第 2 号</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>(建物の一部が要件該当特定建築物である場合の取扱い)</p> <p>68 の 35-5 ……<u>措置法第 47 条の 2 第 3 項第 3 号</u>……………</p> <p>(床面積の意義)</p> <p>68 の 35-7 ……<u>措置法令第 29 条の 5 第 4 項第 1 号</u>……………</p> <p>(資本的支出)</p> <p>68 の 35-8 ……</p> <p>⑥ ……<u>措置法令第 29 条の 5 第 5 項</u>……………<u>同条第 4 項</u>……………</p> | <p>(建物の一部が要件該当特定建築物である場合の取扱い)</p> <p>68 の 35-5 ……<u>措置法第 47 条の 2 第 3 項第 4 号</u>……………</p> <p>(床面積の意義)</p> <p>68 の 35-7 ……<u>措置法令第 29 条の 5 第 6 項第 1 号</u>……………</p> <p>(資本的支出)</p> <p>68 の 35-8 ……</p> <p>⑥ ……<u>措置法令第 29 条の 5 第 7 項</u>……………<u>同条第 6 項</u>……………</p> |

二十四 旧第 68 条の 38 (植林費の損金算入の特例) 関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---------------------------|--|
| <p>(廃 止)</p> <p>(廃 止)</p> | <p style="text-align: center;"><u>第 68 条の 38 (植林費の損金算入の特例) 関係</u></p> <p><u>(連結法人が分取造林契約を締結した場合の植林費の損金算入の特例の適用)</u></p> <p><u>68 の 38-1 連結法人が、分取造林契約を締結し、その契約に基づいて措置法第 68 条の 38 に規定する期間内にその造林に要する植林費の全部又は一部を負担した場合においては、その植林費のうち同条に規定する植林費については、同条の規定の適用があるものとする。ただし、当該連結法人が当該分取造林契約によりその分取割合により分取する金額のほか、当該契約期間中において当該負担した植林費に対する利子に相当する金額の支払を受ける場合における当該負担額については、植林費に該当しないものとする。</u></p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--------------|--|
| <p>(廃 止)</p> | <p><u>(分収造林契約の意義)</u></p> <p><u>68 の 38-2</u> 68 の 38-1 の分収造林契約とは、公有林野等官行造林法を廃止する法律（昭和 36 年法律第 88 号）による廃止前の公有林野等官行造林法第 1 条、国有林野の管理経営に関する法律第 9 条又は分収林特別措置法第 2 条第 1 項に規定する契約その他の造林に関する契約で一定の土地の所有者、当該土地の所有者以外の者でその土地につき造林を行うもの及びこれらの者以外の者でその造林に要する植林費の全部又は一部を負担するもの又はこれらの者のうちいずれか二者が当事者となって締結し、当該造林に係る山林の伐採又は譲渡による収益を一定の割合により分収することを定めたものをいうものとする。</p> <p>(廃 止)</p> <p><u>(国からの補助金等の交付を受けた場合の植林費の損金算入の特例の適用)</u></p> <p><u>68 の 38-3</u> 措置法第 52 条第 1 項の森林所有者に該当する連結法人(措置法令第 39 条の 67 第 2 項に規定する規模の連結法人に限る。)が、措置法第 68 条の 38 第 1 項の規定の適用を受ける場合において、国からの補助金等の交付を受けたときに損金の額に算入する金額は、当該連結事業年度において支出した植林費（措置法第 52 条第 1 項に規定する植林費をいう。以下同じ。）の金額から、当該植林費の金額に含まれる当該補助金等の対象となる事業に係る植林費の全額を除いた金額を基礎として計算することに留意する。</p> <p>④ <u>国からの補助金等とは、措置法第 68 条の 38 第 1 項の「国又は地方公共団体から交付を受けた補助金又は給付金その他これらに準ずるもの」をいう。</u></p> |

二十五 第 68 条の 43 ((海外投資等損失準備金) 関係)

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>(償還期間の判定)</p> <p>68 の 43-6</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>.....<u>全て</u>.....</p> <p>(3)</p> <p>(評価減をした場合の海外投資等損失準備金の取崩し)</p> <p>68 の 43-12</p> <p>.....<u>括弧書</u>.....</p> <p>(特定法人が適格合併をした場合)</p> <p>68 の 43-16</p> <p>.....<u>括弧書</u>.....<u>措置法令第 39 条の 72 第 13 項</u>.....</p> <p>.....</p> | <p>(償還期間の判定)</p> <p>68 の 43-6</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>.....<u>すべて</u>.....</p> <p>(3)</p> <p>(評価減をした場合の海外投資等損失準備金の取崩し)</p> <p>68 の 43-12</p> <p>.....<u>かっこ書</u>.....</p> <p>(特定法人が適格合併をした場合)</p> <p>68 の 43-16</p> <p>.....<u>かっこ書</u>.....<u>措置法令第 39 条の 72 第 14 項</u>.....</p> <p>.....</p> |

二十六 第 68 条の 61 ((探鉱準備金又は海外探鉱準備金) 関係)

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(鉱物の販売対価として通常受けるべき金額)</p> <p>68 の 61-6<u>括弧書</u>.....</p> <p>.....<u>括弧書</u>.....</p> | <p>(鉱物の販売対価として通常受けるべき金額)</p> <p>68 の 61-6<u>かっこ書</u>.....</p> <p>.....<u>かっこ書</u>.....</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|-----------------------|------------------------|
| (採掘所得金額に係る損金の額) | (採掘所得金額に係る損金の額) |
| 68 の 61-8 | 68 の 61-8 |
| (1) | (1) |
| (2) | (2) |
| (3) | (3) |
| (4) | (4) |
| <u>補填</u> | <u>補てん</u> |
| (5) | (5) |

二十七 第 68 条の 63 ((沖縄の認定法人の連結所得の特別控除) 関係)

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|-----------------------|------------------------|
| (軽減対象所得金額に係る損金の額) | (軽減対象所得金額に係る損金の額) |
| 68 の 63-3 | 68 の 63-3 |
| (1) | (1) |
| (2) | (2) |
| (3) | (3) |
| (4) | (4) |
| <u>補填</u> | <u>補てん</u> |
| (5) | (5) |

二十八 第 68 条の 63 の 2 (国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人の課税の特例) 関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|-------|
| <p><u>第 6 章の 2 国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人の課税の特例</u></p> | (新 設) |
| <p><u>第 68 条の 63 の 2 (国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人の課税の特例) 関係</u></p> | (新 設) |
| <p><u>(軽減対象連結所得金額に係る益金の額)</u></p> | (新 設) |
| <p><u>68 の 63 の 2-1 措置法令第 39 条の 90 の 2 第 3 項に規定する軽減対象連結所得金額 (以下「軽減対象連結所得金額」という。) を計算する場合の益金の額は、同項に規定する特定事業 (以下「特定事業」という。) に係る収入金額の合計額によるから、次に掲げるような金額はこれに含まれないことに留意する。</u></p> <p><u>ただし、貸倒引当金等の引当金、準備金の益金算入額のうちこれらの引当金、準備金を繰り入れた連結事業年度 (その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度) において軽減対象連結所得金額 (措置法令第 36 条の 2 第 3 項に規定する軽減対象所得金額を含む。) の計算上損金の額に算入された繰入金額に相当する金額は当該益金の額に算入する。</u></p> <p>(1) <u>国庫補助金、補償金、保険金その他これらに準ずるものの収入による益金の額</u></p> <p>(2) <u>固定資産又は有価証券の譲渡又は評価に係る益金の額</u></p> <p>(3) <u>受取配当金、受取利子等の営業外収益の額</u></p> | |
| <p><u>(軽減対象連結所得金額に係る損金の額)</u></p> | (新 設) |
| <p><u>68 の 63 の 2-2 軽減対象連結所得金額を計算する場合の損金の額は、特定事業に係る収入金額に対応する売上原価の額並びに販売費、一般管理費その他の費</u></p> | |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--------------|
| <p><u>用及び損失の額によるのであるから、次に掲げる金額はこれに含まれることに留意する。</u></p> <p>(1) <u>棚御資産の評価換えによる損失の額</u></p> <p>(2) <u>減価償却資産又は繰延資産の償却費の額</u></p> <p>(3) <u>減価償却資産の除却、滅失、評価換え又は譲渡による損失の額（保険金、補償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額を除く。）</u></p> <p><u>（申告に係る損金の額に算入されるべき金額の意義）</u></p> <p><u>68の63の2-3 措置法第68条の63の2第2項に規定する「申告に係るその損金の額に算入されるべき金額」の意義については、68の63-8の取扱いを準用する。</u></p> | <p>（新 設）</p> |

二十九 第68条の66（交際費等の損金不算入）関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>（情報提供料等と交際費等との区分）</p> <p>68の66(1)-8 ……………</p> <p>……………<u>全て</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>（取引先に対する災害見舞金等）</p> | <p>（情報提供料等と交際費等との区分）</p> <p>68の66(1)-8 ……………</p> <p>……………<u>すべて</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>（取引先に対する災害見舞金等）</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>68 の 66(1)－12</p> <p>④ 1</p> <p>.....<u>補填</u>.....</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>(交際費等に含まれる費用の例示)</p> <p>68 の 66(1)－18</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6)</p> <p>(7)</p> <p>(8)</p> <p>(9)</p> <p>(10)</p> <p>(11)</p> <p>.....<u>全て</u>.....</p> | <p>68 の 66(1)－12</p> <p>④ 1</p> <p>.....<u>補てん</u>.....</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>(交際費等に含まれる費用の例示)</p> <p>68 の 66(1)－18</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6)</p> <p>(7)</p> <p>(8)</p> <p>(9)</p> <p>(10)</p> <p>(11)</p> <p>.....<u>すべて</u>.....</p> |

三十 第 68 条の 68 (土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|------------------------------------|------------------------------------|
| (土地等の取得の時期の判定) | (土地等の取得の時期の判定) |
| 68 の 68 (1) - 3 | 68 の 68 (1) - 3 |
| ④ 1 | ④ 1 |
| <u>全て</u> | <u>すべて</u> |
| (1) | (1) |
| (2) | (2) |
| 2 | 2 |
| (一団の宅地につき取得時期の異なるものが多数含まれている場合) | (一団の宅地につき取得時期の異なるものが多数含まれている場合) |
| 68 の 68 (1) - 5 | 68 の 68 (1) - 5 |
| ④ 1 | ④ 1 |
| <u>全て</u> | <u>すべて</u> |
| 2 | 2 |
| (同時に取得した新築の建物と土地等を同時に譲渡した場合の対価の計算) | (同時に取得した新築の建物と土地等を同時に譲渡した場合の対価の計算) |
| 68 の 68 (2) - 5 | 68 の 68 (2) - 5 |
| <u>括弧書</u> | <u>かっこ書</u> |
| (延払基準を適用した場合の利息相当額等の収入金額からの除外) | (延払基準を適用した場合の利息相当額等の収入金額からの除外) |
| 68 の 68 (2) - 10 | 68 の 68 (2) - 10 |
| <u>全て</u> | <u>すべて</u> |
| (1) | (1) |
| (2) | (2) |
| (3) | (3) |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(土地等の帳簿価額の累計額の計算の特例)</p> <p>68 の 68(4) - 3</p> <p>.....<u>全て</u>.....</p> <p>(一団の宅地に属する土地等についての帳簿価額の累計額の計算)</p> <p>68 の 68(4) - 4</p> <p>(1)</p> <p>.....<u>全て</u>.....</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(註)</p> <p>(土地等の譲渡の日の前日における価額)</p> <p>68 の 68(5) - 9</p> <p>.....<u>全て</u>.....</p> <p>(住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う者)</p> <p>68 の 68(5) - 23</p> <p>.....<u>括弧書</u>.....</p> <p>(註)</p> <p>(一の住宅の意義等)</p> <p>68 の 68(5) - 29</p> <p>.....</p> | <p>(土地等の帳簿価額の累計額の計算の特例)</p> <p>68 の 68(4) - 3</p> <p>.....<u>すべて</u>.....</p> <p>(一団の宅地に属する土地等についての帳簿価額の累計額の計算)</p> <p>68 の 68(4) - 4</p> <p>(1)</p> <p>.....<u>すべて</u>.....</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(註)</p> <p>(土地等の譲渡の日の前日における価額)</p> <p>68 の 68(5) - 9</p> <p>.....<u>すべて</u>.....</p> <p>(住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う者)</p> <p>68 の 68(5) - 23</p> <p>.....<u>かつこ書</u>.....</p> <p>(註)</p> <p>(一の住宅の意義等)</p> <p>68 の 68(5) - 29</p> <p>.....</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| (注) <u>全て</u> (開発許可等を受けることができると見込まれる日の認定) 68 の 68 (6) - 10 <u>全て</u> (注) <u>全て</u> | (注) <u>すべて</u> (開発許可等を受けることができると見込まれる日の認定) 68 の 68 (6) - 10 <u>すべて</u> (注) <u>すべて</u> |

三十一 第 68 条の 69 (短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| (土地等の取得の時期の判定) 68 の 69 (1) - 3 (注) 1 <u>全て</u> (1) (2) 2 (一団の宅地につき取得時期の異なるものが多数含まれている場合) 68 の 69 (1) - 5 (注) 1 | (土地等の取得の時期の判定) 68 の 69 (1) - 3 (注) 1 <u>すべて</u> (1) (2) 2 (一団の宅地につき取得時期の異なるものが多数含まれている場合) 68 の 69 (1) - 5 (注) 1 |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">.....<u>全て</u>.....</p> <p>2</p> <p>(同時に取得した新築の建物と土地等を同時に譲渡した場合の対価の計算)</p> <p>68 の 69 (2) -5</p> <p style="text-align: center;">.....<u>括弧書</u>.....</p> <p>(延払基準を適用した場合の利息相当額等の収入金額からの除外)</p> <p>68 の 69 (2) -10</p> <p style="text-align: center;">.....<u>全て</u>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(土地等の帳簿価額の累計額の計算の特例)</p> <p>68 の 69 (4) -3</p> <p style="text-align: center;">.....<u>全て</u>.....</p> <p>(一団の宅地に属する土地等についての帳簿価額の累計額の計算)</p> <p>68 の 69 (4) -4</p> <p>(1)</p> <p style="text-align: center;">.....<u>全て</u>.....</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(註)</p> | <p style="text-align: center;">.....<u>すべて</u>.....</p> <p>2</p> <p>(同時に取得した新築の建物と土地等を同時に譲渡した場合の対価の計算)</p> <p>68 の 69 (2) -5</p> <p style="text-align: center;">.....<u>かっこ書</u>.....</p> <p>(延払基準を適用した場合の利息相当額等の収入金額からの除外)</p> <p>68 の 69 (2) -10</p> <p style="text-align: center;">.....<u>すべて</u>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(土地等の帳簿価額の累計額の計算の特例)</p> <p>68 の 69 (4) -3</p> <p style="text-align: center;">.....<u>すべて</u>.....</p> <p>(一団の宅地に属する土地等についての帳簿価額の累計額の計算)</p> <p>68 の 69 (4) -4</p> <p>(1)</p> <p style="text-align: center;">.....<u>すべて</u>.....</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(註)</p> |